

居住支援メルマガにご登録いただいているみなさま  
(BCCでお送りしています)

居住支援メルマガ(第9号)をお送りします。

このメルマガ(メールマガジン)では、各地で活躍する居住支援協議会や居住支援法人における情報の共有や、ネットワーク形成を促進することで、居住支援に関する取組の一層の活性化を目指します。  
国からの研修会・予算制度のご案内や、各自治体・団体等からのお知らせ・活動状況等といった幅広い情報を配信してまいります。

——令和2年1月20日配信——

---

国土交通省住宅局安心居住推進課  
居住支援メルマガ【第9号】

---

## 【目次】

### ■セーフティネット住宅の登録数等(令和元年12月27日時点)■

#### ■参加者を募集しています■

- (1) 令和元年度「居住支援全国サミット」の出展者&傍聴募集！
- (2) 居住支援法人研修会(全国4カ所)⇒残り1カ所になりました！
- (3) 東京都において居住支援セミナーを開催します

#### ■各地の活動報告■

- (1) 岸和田市居住支援協議会が設立されました！
- (2) 関東地方整備局における居住支援の取組みについて

#### ■居住支援お役立ち情報■

- (1) 居住支援活動等に対する支援を盛り込んだ令和2年度予算案が閣議決定されました！
- 

### ■セーフティネット住宅の登録数等(令和元年12月27日時点)■

---

＼＼前回メルマガ配信時から、約3,550戸増えました！／／

- セーフティネット住宅の登録数:19,495戸
- 居住支援協議会:92協議会
- 居住支援法人 指定数:272者

---

■参加者を募集しています(3件)■

---

-----  
(1)令和元年度「居住支援全国サミット」の出展者&傍聴募集！  
-----

国土交通省は3月10日(火)、厚生労働省と共催で「居住支援全国サミット」を開催します。

本サミットは、高齢者、子育て世帯、障害者等の住宅確保要配慮者に対する居住支援の強化を図る目的から、国における居住や福祉に関する施策と各地の居住支援協議会で行っている先進的な取組みに関する情報提供の場として、平成24年度より毎年開催しており、今年で8回目となります。

今年度は新たに、居住支援法人等による資料展示及び簡便な発表会を行う午前の部を設けました。

地方公共団体、居住支援法人、不動産関係団体等、住宅確保要配慮者の居住支援に関わる皆様の参加をお待ちしております。

【日時】令和2年3月10日(火)10:00~17:00

【場所】「日本消防会館 ニッショーホール」(港区虎ノ門2丁目9番16号)

【構成(予定)】

- ・資料展示
- ・オープニング(課題提起)
- ・全国居住支援法人協議会による情報提供
- ・行政説明(居住支援に関する最新施策の動向)  
法務省、厚生労働省、国土交通省
- ・居住支援に関する取組紹介及びパネルディスカッション  
(パネリスト)名古屋市居住支援協議会  
船橋市居住支援協議会  
東みよし町居住支援協議会  
(コーディネーター) 白川 泰之氏(日本大学教授)

【申し込み】

以下のURLから応募フォームにアクセスし、必要事項をご記入の上、お申し込み下さい。

(先着順、3月6日(金)17:00〆切)

<<https://kyojushien-summit.net/form>>

※定員600名(先着順)になり次第、締め切らせていただきます。

※当日の配付資料及びサミットの様子を撮影した動画は、後日、国土交通省 HPにて公開予定です。

【その他:資料展示(午前の部)の出展団体募集】

資料展示(午前の部)に出展する団体についても、以下のURLにて募集しています。

※応募期間を1月31日(金)まで延長しました！！※

<[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_fr3\\_000019.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr3_000019.html)>

-----  
(2)居住支援法人研修会(全国4カ所)⇒残り1カ所になりました！  
-----

【概要】(予定)

居住支援法人による居住支援活動の活性化を図るため、昨年に引き続き、居住支援法人研修会を全国4カ所で開催する予定です。居住支援法人に期待される役割や最新の施策情報、居住支援協議会と居住支援法人との関係等について基礎的な情報を周知するとともに、各エリアの居住支援法人による地元に着した取組み事例の紹介、不動産業界、福祉業界に分かれて、それぞれの基礎知識を学ぶための分科会など、より実践につながる内容となっております。

【時間(4会場共通)】開 場 10:00  
プログラム①～④ 10:30～15:30  
⑤ 16:00～18:20

【場所】

東京会場[終了]:2019年12月2日(月) パルシステム生活協同組合連合会 会議室  
(東京都新宿区大久保2-2-6 ラクアス東新宿)

大阪会場[終了]:2019年12月9日(月) 大阪府社会福祉会館

仙台会場[終了]:2020年1月20日(月) TKP ガーデンシティ PREMIUM 仙台西口

福岡会場:2020年2月17日(月) 博多バスターミナル 貸ホール大ホール  
6・7・8 会議室、14・15 ホール

※研修会終了後、「全国居住支援法人協議会」主催による研修会を  
同会場で開催します。

【プログラム】

(1)住宅セーフティネット制度について

- 住宅セーフティネット制度について …国土交通省住宅局
- 居住支援に係る厚生労働省の制度・施策最新情報 …厚生労働省老健局、  
社会・援護局
- 住宅セーフティネット制度における居住支援法人の役割

(2)分科会

不動産業界「福祉を理解する」 福祉業界「不動産業界を理解する」

(3)居住支援協議会の設立について

東京会場・大阪会場:愛知県名古屋市

仙台会場:北海道旭川市

福岡会場:福岡県大牟田市

(4)事例報告(2団体)

東京会場:株式会社サジェスト(千葉県)、  
生活クラブ生活協同組合東京(東京都)

大阪会場:一般社団法人しが入居支援センター(滋賀県)、  
やなぎ建設株式会社(大阪府)

仙台会場:NPO 法人コミュニティワーク研究実践センター(北海道)  
一般社団法人パーソナルサポートセンター(宮城県)

福岡会場(予定):株式会社友心(福岡県)、  
株式会社クラスケア(福岡県)

(5)全国居住支援法人協議会主催による実践的ワーク(カードゲーム)・

意見交換会(全国居住支援法人協議会員・入会予定団体対象)

<実践的ワーク(カードゲーム)の内容について>

全国居住支援法人協議会完全オリジナルのカードゲームです。カードの組み  
合わせで住宅確保要配慮者像が現れます。参加した方の所属(不動産、福祉)  
がそれぞれの情報を活かして必要な支援や住宅の確保について考えましょう。  
実際の困りごとの対応力やネットワーク作りにも生かされることが期待でき  
ます。

※18:30より懇親会を行います。懇親会に参加される場合、当日に参加費5000円を  
頂きます。

【参加費】無料

※全国居住支援法人協議会主催によるグループディスカッション:  
全国居住支援法人協議会員(入会予定団体)は無料

【参加対象】居住支援法人もしくは居住支援法人の指定準備中団体、行政、  
社会福祉法人、社会福祉協議会、不動産関係団体・事業者

【お申し込み】

HP又はFAX・メールでお申し込みください。

全国居住支援法人協議会 HP:

<<https://www.zenkyokyou.jp/2019/07/19/%E4%BB%8A%E5%BE%8C%E3%81%AE%E4%BA%88%E5%AE%9A/>>

※各開催日の10日前までにお申し込みください。

【主催】一般財団法人高齢者住宅財団

【共催】一般社団法人全国居住支援法人協議会

【本研修に関する問合せ先】

一般社団法人全国居住支援法人協議会 2019 年度研修会係  
研修に関するご連絡専用 E-mail <kenshu@zenkyokyou.jp>  
HP <<https://www.zenkyokyou.jp/>>

---

(3) 東京都において居住支援セミナーを開催します

---

居住支援協議会が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する活動の一環で居住支援セミナーを開催いたします。

一般社団法人家財整理相談窓口では、住宅確保要配慮者等の居住支援を行うにあたり、住宅の確保が必要であると考えています。そのためにも家財を片付けないと次の入居者へ貸すことができないので、私たちの家財整理ノウハウが居住支援の一助となるのではないかとこの想いで取り組んでおります。また、そのことが空家の利活用になることを望んでおります。

今回は、東京都において以下のプログラムで開催いたします。参加費無料ですので、ぜひご参加ください。

<セミナー概要>

■東京都居住支援セミナー

【参加対象者】

不動産管理会社、福祉関係団体職員、自治体職員、居住支援法人等

【主催】一般社団法人家財整理相談窓口

【後援】東京都住宅政策本部、独立行政法人住宅金融支援機構

【日時・場所など】

日 時:令和 2 年 1 月 29 日(水) 13:00~16:30(受付 12:30~)

場 所:すまい・ホール 1 階(東京都文京区後楽 1 丁目 4-10)

参加費:無料

定 員:先着 295 名(事前予約制)

【内容】

第 1 部「東京都の居住支援に関する取組について」

『住宅セーフティネット制度に関する都の取組及び都指定居住支援法人による取組』

『東京都居住支援協議会による取組』

第 2 部「家賃債務保証保険の概要」・「リ・バース 60 の概要」

第 3 部「茨城県居住支援法人の取り組み事例」

第 4 部「家財整理業者と社会福祉団体との連携」

【申込方法】

以下の URL から専用の申込方法をダウンロードしていただきお申込みください。

<<https://www.kazaiseiri-soudan.org/news/post-1730.html>>

---

■各地の活動報告(2件)■

---

---

(1) 岸和田市居住支援協議会が設立されました！

---

岸和田市居住支援協議会より、活動開始に向けての意気込みのコメントが届きました！

岸和田市では平成 30 年度より岸和田市内の居住支援ネットワーク構築を目的に、居住支援協議会立上げに向けての検討会議を行い、令和元年 8 月 28 日に、「岸和田市居住支援協議会」を設立しました。本協議会は、岸和田市住宅部局、福祉関係部局(高齢、障害、生活保護、生活困窮担当)、市内協力不動産業者、居住支援法人(岸和田市社会福祉協議会 ※協議会事務局)をメンバーとして構成しています。本協議会の特徴としては、①岸和田市内の居住支援を協議するローカルなネット

ワークであること②個別具体的な支援・協議を実施することを目的に協議会委員を福祉や住宅政策の現場担当者等としていることです。

主な活動内容は、高齢者や障害者等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居支援、相談者が入居時の不動産業者・大家に対しての不安軽減策、空き家活用の検討等で、啓発活動として、居住支援に関するセミナーや住まい探し相談会を実施します。

今後の取組みとしては、行政や不動産関係業者、居住支援団体等とのさらなる連携の強化、精神科病院等からの退院時の地域移行支援の充実、住宅確保要配慮者の入居を断らない民間賃貸住宅の確保、空き家を活用した取組みを検討していきたいと考えております。

(社会福祉法人 岸和田市社会福祉協議会)

---

## (2) 関東地方整備局における居住支援の取組みについて

---

国土交通省関東地方整備局では平成 29 年度より管内各地域での居住支援の実施・充実化推進のための支援活動をスタートしました。ここでは過去3年の居住支援の取組みについて紹介させていただきます。

平成 29 年度は厚生労働省関東信越厚生局とともに地方公共団体の福祉・住宅部局、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人、不動産事業者等を対象とした情報交換会を3回、地方公共団体の福祉・住宅部局を対象にワークショップを1回開催し、居住支援への取組み意識の醸成を図りました。

平成 29 年度の取組みについてはパンフレットを作成しておりますので、居住支援のイントロダクションとしてご活用いただければ幸いです。

<関東地方整備局HP 「居住支援をはじめの・つなぐ・ひろげる BOOK 」>  
<[http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr\\_content/content/000698472.pdf](http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000698472.pdf)>

平成 30 年度は関東信越厚生局と引き続き連携を図りながら、地域の住民のための生活支援やコミュニティ活性化等の取組みを行う等、積極的に居住支援に取組むNPO団体や地域住民等への事例調査を行いました。この中で、居住支援活動のきっかけやプロセス、生じた課題と解決方法、運営体制、成就したポイント、今後の展開に関するヒアリング等を行いました。また、事例調査を踏まえ管内の複数の地方公共団体と居住支援に係る現状の取組みや居住支援を推進していくうえでの課題等について意見交換を行いました。これらの取組みは「地域における居住環境づくり事例集」として整理しました。

<関東地方整備局HP 「地域における居住環境づくり事例集」>  
<[http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr\\_content/content/000745670.pdf](http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000745670.pdf)>(事例集)  
<[http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr\\_content/content/000745672.pdf](http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000745672.pdf)>(事例集 個票)

地域の居住支援の取組みを確実なものにするためには、福祉部局と住宅部局が住環境等の現状や課題解決の方策を共に考えていくことが重要です。このため、今年度は過去の取組みを踏まえ、「地方公共団体内の居住支援体制の構築」をテーマとしました。関東信越厚生局と連携しながら、既に居住支援に積極的に取組んでいる、またはこれから居住支援体制を構築しようとしている地方公共団体と意見交換を行い、地域における持続的な居住支援体制を構築するために必要なノウハウを収集・整理しております。今年度の取組みの成果については今後、管内の地方公共団体の皆さまに共有させていただく予定です。

関東地方整備局としては今後とも引き続き、管内の地方公共団体の居住支援の取組みへの支援を進めていく所存です。何かございましたら関東地方整備局建政部住宅整備課までお気軽にお問い合わせください。

<[http://www.ktr.mlit.go.jp/city\\_park/sumai/city\\_park\\_sumai00000043.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/city_park/sumai/city_park_sumai00000043.html)>

---

## ■居住支援お役立ち情報(1件)■

---

-----  
(1)居住支援活動等に対する支援を盛り込んだ令和2年度予算案が  
閣議決定されました！  
-----

居住支援協議会や法人の居住支援活動等に対する支援を盛り込んだ令和2年度予算案が、  
令和元年12月20日に閣議決定されました。

概要は以下のとおりです。

### ■事業名

共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業  
(うち、居住支援協議会等活動支援事業)

### ■事業内容

居住支援協議会又は居住支援法人が行う、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の  
円滑化に関する活動等に係る事業への支援(10.5億円の内数)

### ■補助率

定額補助

### ■補助限度額

10,000千円/協議会・法人 等

### ■事業期間

令和2~6年度(5年間)

※令和2年度予算成立が事業実施の条件となります。

※事業制度の期間は5年間ですが、各年度ごとに予算が成立してから事業を実施することが  
出来ます。

事業の詳細については、現在検討中です。

公募の際に、国土交通省HP等及び本メルマガでもお伝え致します。

---

最後までお読みいただき、ありがとうございました。

◆このメールマガジンでは、今後各居住支援協議会・居住支援法人のみなさまの活動についても  
配信してまいりたいと考えておりますので、  
掲載してほしい内容などございましたら下記アドレスまでご連絡ください。  
<hqt-housing-support@mlit.go.jp>

◆メールマガジンに関するご意見・ご要望、新規登録受付や配信停止は  
ご所属・お名前を記載いただき、下記アドレスまでご連絡ください。  
また、配信先を変更する場合は、新しいメールアドレスをご明記の上ご連絡下さい。  
<hqt-housing-support@mlit.go.jp>

### ◇関連リンク

★住宅セーフティネット制度について

<[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk3\\_000055.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000055.html)>

★住宅確保要配慮者居住支援協議会について

<[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_fr3\\_000019.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr3_000019.html)>

◇過去に配信したメールマガジンを下記URLにアーカイブしています。

見逃した方、もう一度読みたい方、ぜひご利用ください。

<[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_fr3\\_000019.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr3_000019.html)>

---

発行:国土交通省住宅局安心居住推進課

〒100-8918

千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎 3 号館 2 階

TEL :03-5253-8111(代表)

Email:hqt-housing-support@mlit.go.jp

---